

# お知らせ

information

2014

## ■平成27年成人式典のご案内

市では、新成人の門出を祝福するため「成人式典」を開催します。

本市在住の対象者には12月中旬頃に案内状を送付します。案内状が届かない方や本市から住民票を移されている方で出席を希望される方はご連絡ください。

日時／平成27年1月11日(日) 13時～



晴れの舞台を皆で飾ろう!

場所／総合文化センター(中央3丁目13番23号)

対象者／平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの方

### ★成人代表者を募集!

新成人を代表して、「司会」や「成人の誓い」、「感謝の言葉」などの読み上げを行っているだけの方を募集します。

募集人数／

- ・式典の司会：2名
- ・各読み上げ者：複数名

- ① 市民憲章
- ② 成人の誓い
- ③ 交通安全宣言
- ④ 感謝の言葉

募集期限／12月12日(金)まで

応募方法／住所、氏名、連絡先、希望の理由、司会または、各読み上げ者のどちらかを記入のうえ、郵送または電話、FAX、メールにて申し込みください。

申し込み・問い合わせ／

市社会教育課社会教育グループ

〒097-8686  
中央3丁目13番15号  
☎ 23-6520  
FAX 22-7913

✉ syakyou@city.wakkanai.hokkaido.jp  
anai.hokkaido.jp

## ■支援制度も充実! 稚内北星学園大学で学ぼう!

市では、稚内北星学園大学に入学する方、在学している方に対し、2つの支援制度を実施しています。

同大学には、夜の講義を主体としたクラスもあり、社会人の方も昼の学生と同じく学ぶことができます。

### ▽稚内市大学修学資金貸付制度

この制度は、同大学に通う方に、授業料相当分を無利子で貸し付けています。返還は、卒業後最大10年間です。夜間主クラスの方は、別途相談してください。

### 対象・貸付条件

- ・本市に住民登録しており、同大学に在学中、または入学が確実な方(本市出身ではなくても、住民票を移すことで利用可能)
- ・同大学の授業料に充当しなければなりません。
- ・連帯保証人2名が必要です。(保護者の他、もう1名は条件あり)

貸付限度額／一人320万円を上限とし、1年次から4年次まで80万円を各学年の限度とします。

ただし、夜間主クラスは、長期履修制度により、最大6年次までの授業料を各学年の限度とします。

※貸付利息は市が負担します。(延滞利息は除く)

### 申請期間

1年生：入学する前年の12月～5月末まで  
2年生以降：4月～5月末まで

※平成24年度以前の入学者は、改正前の貸し付け条件のまま利用可能です。

### ▽稚内市大学育英金支給制度

この制度は、同大学に入学した方に育英金を給付するものです。返還の必要はありません。

### 対象

- ・市内の高校(保護者が市内在住であれば市外の高校でも可)を卒業見込み、または卒業後2年以内で、次の要件を全て満たす方
- ・同大学に入学が確実な方
- ・学業成績が優秀で品行が善良な方
- ・経済的な理由により修学が困難な方

支給金額／月額25,000円

(5月と11月に半年分をまとめて支給)

支給期間／4年間

申請期間／12月1日(月)～平成27年3月31日(火)

問い合わせ／市教育総務課 総務管理グループ  
☎ 23-6518

## ■家屋の取得・取り壊し等をしたときは届け出を

家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課基準日に所有している方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。次のような場合は、市課税課へ申告してください。

法律により申告の義務がありますので、必ず課税課へご連絡ください。後日、課税の基礎となる評価額を算出するため職員が家屋調査に伺います。

◆未登記家屋の所有者を交更した方  
売買や贈与などで未登記家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

◆家屋を取り壊した方  
家屋の一部や全部を取り壊した方は、すみやかに「家屋取り壊し届出書」を提出してください。

◆家屋を取得(新築・増築等)した方  
住宅、物置、店舗、倉庫などの家屋を新たに取得(新・増築等)した方は、

取り壊した家屋は、翌年度から固定資産税は課税されませんが、届け出がない場合は、翌年度以降も課税されます。なお、法務局で滅失(取り壊し)登記の手続きを済ませた方は、届け出の必要はありません。

◆耐震診断・改修補助の期限が近づいています!

昭和56年以前に建てられた木造住宅は、震度6程度で倒壊する恐れがあるため、耐震性を確認する耐震診断や耐震性を高める耐震改修を行う必要があります。

◆耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅  
◆建築基準法その他関係法令に違反していない住宅

◆耐震改修を行うと、申請により固定資産税が一定期間減額される場合があります。

### ◆耐震改修補助

市では、耐震診断・耐震改修を行う方に、その費用の一部の補助を行っています。

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震診断補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅

◆木造住宅耐震改修補助  
対象住宅／診断補助の要件に加え、次の要件の全てに該当する木造住宅